(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計画主体	四国中央市鳥獣被害防止対策協議会

四国中央市鳥獸被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 四国中央市農業振興課 所 在 地 四国中央市中之庄町 1684 番地 16 電 話 番 号 0896-28-6323

E 品 留 号 0896-28-6126 F A X 番 号 0896-28-6126

メールアドレス nougyoshinkou@city.shikokuchuo.ehime.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ シカ サル
計画期間	令和4年度~令和6年度
対象地域	四国中央市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和2年度)

鳥獣の種類	被害の現状				
	品目	被害数值			
イノシシ	稲	被害面積	4. 90ha	被害金額	877 千円
	果樹	"	0. 67ha	"	105 千円
	いも類	"	0. 35ha	//	416 千円
ニホンジカ	スギ	被害面積(9.8 ha	被害金額	— 千円
	ヒノキ	" (6.8 ha	被害金額	— 千円
	野菜	" (D. 15ha	被害金額	15 千円
ニホンザル	稲	被害面積	0. 32ha	被害金額	44 千円
	果樹	"	2. 47ha	被害金額	953 千円

(2)被害の傾向

イノシシ

市内の山間地域に生息しており、個体数は不明であるが捕獲数の増加と被害報告件数を鑑みると減少傾向にあるとみられる。しかしながら、山すそから平坦部にも出没しており、農作物の被害は(稲・果樹・野菜等)収穫期に多発している。

被害は、水稲、野菜の収穫期(8月~10月)から柑橘の収穫時期(11月~4月)に集中するが、特に水稲の収穫期における食害及び踏み倒しの被害が目立つなど収益性の低い農作物に対しての防除意識の低さがみられ、農家の生産意欲を削ぐ大きな要因となっている。

イモ類の被害も稲の被害と平行してあるため、調査をしてゆく必要がある。また、市街地にも出没しており、人的被害が懸念される。

② ニホンジカ

市内の高知県境に隣接した新宮地域、嶺南地域に生息していたが、生息 区域が拡大し、市内一円の山間部に生息している。平成8年頃から、高齢化 が進んだ人気の少ない集落を中心に被害が拡大し、生息数は増加傾向にあ る。通年被害が発生しており、被害範囲も拡大している。植林地での被害が 多く、幼齢樹の食害や剥皮等の被害が発生している。また、新宮、嶺南地域 の主要作物である花しば、茶にも食害が懸念されている。

③ニホンザル

近年出没場所が市内山間部全域となり、生息数は増加傾向にある。特に 平成12年頃から被害が目立つようになってきた。特に深刻であった果樹 への被害は農家主体による大型捕獲おりによる捕獲とそれに伴う防除意識 の向上により減少傾向にあるが、防除に対して費用がかさむため、耕作放 棄地や生産性の低い作物に対しての防除意識は低く被害範囲は拡大してい る。

また、住宅地等への出没範囲の拡大や威嚇行為なども発生しており、人慣れによる地域住民への被害確認が懸念される。

(3)被害の軽減目標

指標	現状値(令和2年度)		目標値(令和6年度)	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
イノシシ	5.92ha	1,398 千円	5.38ha	1,258 千円
ニホンジカ	16.75ha	15 千円	15.07ha	14 千円
ニホンザル	2.79ha	997 千円	2.51ha	897 千円
合計	25.46ha	2,410 千円	22.96ha	2,169 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	に開してるた似古明正列東	
	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等	【平成 30 年度】	猟友会や認定事業者、わな猟免許
に関す	〇鳥獣被害防止緊急捕獲等対	を取得した農業従事者等の協力
る取組	策事業 事業費 4, 220, 000 円 ・捕獲実績 イノシシ 250 頭 ニホンジカ 270 頭 ニホンザル 80 頭	により、捕獲数は年々増加しているものの、農林作物への鳥獣被害は減少していない。 継続的な捕獲活動が必要であるが、狩猟者の減少や高齢化に伴い十分な捕獲体制が取れなくなる
	〇有害鳥獣捕獲事業(県補助) ・事業費 3,700,000円	事が懸念されている。 今後は農業従事者自らによる捕 獲を奨励し狩猟技術の伝承、後継
	・捕獲実績	者の育成に努める必要がある。
	イノシシ 278 頭	
	ニホンジカ 242 頭	
	ニホンザル 112 頭 	
	〇ニホンジカ森林被害防止対 策事業(県補助) ・事業費 2,300,000円 ・捕獲実績	

ニホンジカ 360 頭

〇捕獲隊支援事業(県単)

事業内容:捕獲隊の組織化 事業費: 1,387,000円 補助金: 420,530円 対象事業費の1/2以内

〇野生鳥獣捕獲対策事業(市 単)

事業内容: 箱わなの製作5基

事業費 : 469,800円

補助率 : 10/10

【令和元年度】

〇鳥獸被害防止緊急捕獲等対 策事業

事業費 8,544,000 円

• 捕獲実績

イノシシ 411 頭

- ニホンジカ 775 頭
- ニホンザル 121 頭
- 〇有害鳥獣捕獲事業 (県単)
 - ・事業費 9,280,000 円

(県 2,905 千円 市 6,375 千円)

- ・捕獲実績
 - イノシシ 445 頭
- ニホンジカ 374 頭
- ニホンザル 109 頭
- 〇二ホンジカ森林被害防止対 策事業(県単)
 - 事業費 4,480,000 円

(県2,100千円 市2,380千円)

- 捕獲実績
- ニホンジカ 448 頭
- 〇捕獲隊支援事業 (県単)

事業内容: 捕獲隊の組織化

事業費 : 923,000 円

補助金 : 444 千円 対象事業費の 1/2 以内

〇わな猟狩猟免許取得費補助 事業(市単)

免許取得者 14 人 事業費 : 71,500 円

〇野生鳥獣捕獲対策事業(市 単)

事業内容:箱わなの製作4基 (サル用3基、ハクビシン用1基) 事業費: 239,000円 補助率:10/10

【令和2年度】

〇鳥獣被害防止緊急捕獲等対 策事業

事業費 10,383,000 円

- ・捕獲実績
 - イノシシ 500 頭
 - ニホンジカ 968 頭
 - ニホンザル 116 頭
- 〇有害鳥獣捕獲事業 (県単)
 - · 事業費 11,260,000 円

(県 3,950 千円 市 7,310 千円)

- 捕獲実績
 - イノシシ 491 頭
- ニホンジカ 513 頭
- ニホンザル 122 頭
- 〇ニホンジカ森林被害防止対 策事業(県単)
 - 事業費 4,660,000 円

(県 2,250 千円 市 2,410 千円)

- 捕獲実績
- ニホンジカ 466 頭

〇捕獲隊支援事業(県単)

事業内容:捕獲隊の組織化

事業費 : 1,066,745 円 補助金 : 442 千円 対象事業費の 1/2 以内

〇わな猟狩猟免許取得費補助

事業(市単)

免許取得者 6 人

事業費 : 29,900 円

等に関|(市単)

する取

組

防護柵【平成30年度】

の 設 置 〇有害鳥獣被害防止対策事業

補助金 : 1, 109 千円

実施地区:四国中央市全域 有害鳥獣の侵入防止用金網等

事業経費の 1/2・50 千円限度

【令和元年度】

〇鳥獣害防止施設整備事業 (県単)

事業内容: ワイヤーメッシュ・電気柵

延長 420m 面積 0.63ha 実施地区:土居町天満 事業費: 354,520円 補助金: 146,000円

(県73千円 市 73千円)

〇有害鳥獸被害防止対策事業 (市単)

補助金 : 949,000 円

実施地区:四国中央市全域 有害鳥獣の侵入防止用金網等 事業経費の 1/2・50 千円限度

【令和2年度】

〇有害鳥獣被害防止対策事業

(市単)

補助金 : 567,000 円

実施地区:四国中央市全域 有害鳥獣の侵入防止用金網等

防護柵等の設置数については 増加傾向にあり、一定の効果はは たすが、高齢化等に伴い耕作放棄 地が増加し、集落全体でみると効 率的な設置がなされていない箇 所が多くある。

このため集落が一体となった防 護柵設置の推進が必要である。

	事業経費の 1/2・50 千円限度	
生息環		
境管理		
その他		
の取組		

(5) 今後の取組方針

捕獲と防護柵設置等の被害防止対策を進めてきたが、収益のある柑橘農家については捕獲と防除を同時に行うことの重要性を理解し、被害減少につながった。しかしながら、捕獲実績があるにもかかわらず有害鳥獣の被害が減少していない地域があることや、鳥獣による農林業被害を増やす一因として、以前と比べて農地が鳥獣にとって魅力的な餌場となっていることが指摘されている。

そのため、研修会等を通じて野生鳥獣に関する正しい知識の普及に努めるとともに、地域住民が主体となった防護柵、収穫残さ、未収穫農産物、廃棄農産物等の適切な処理、緩衝帯の設置、耕作放棄地の解消など、野生鳥獣を寄せ付けない環境づくりや追払い活動を支援していく。

また、捕獲者の高齢化、減少化に伴い、農家自身がわな猟免許を取得し捕獲に取り組むよう促していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

市内在住の狩猟免許所持者を中心とした捕獲隊を結成して、鳥獣被害を受けた地元住民の組織や農業協同組合、森林組合等から依頼を受けて、有害鳥獣の捕獲を実施する体制を整備している。また四国中央市有害鳥獣捕獲隊による機動的な捕獲を実施する。

ライフル銃の許可については被害を防止するため、各種柵の設置、わな又は ライフル銃以外の銃器を利用した捕獲等が行われているにもかかわらず被害が 発生していることを鑑み、スコープ等を装着することを条件に、猟期中に限っ て市内全域で許可を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度 対象鳥獣	取組内容
---------	------

令和 4 年度	イノシシ	捕獲が円滑に進むよう地域が一体となった捕獲
~	ニホンジカ	体制の整備に努める。また、捕獲技術講習会等
令和6年度	ニホンザル	の開催や効率的な捕獲器材の導入により、捕獲
		技術を高めるための取組を推進する。特に二ホ
		ンザルについては地域の合意形成が整えば大型
		囲いわなについて推進する。
		わな免許新規取得に対する補助を行うことに
		より農家が有害鳥獣駆除に取り組む際の金銭的
		負担を軽減する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

市で頭数の把握が可能な有害鳥獣捕獲に限って設定する。

イノシシ

第 5 次愛媛県イノシシ適正管理計画に即し、近年の有害鳥獣捕獲で捕獲した頭数を基準に被害状況等を考慮して設定する。

ニホンジカ

第 4 次愛媛県ニホンジカ適正管理計画に即し、近年の有害鳥獣捕獲で 捕獲した頭数を基準に被害状況等を考慮して設定する。

ニホンザル

第 2 次愛媛県ニホンザル適正管理計画に即し、近年の有害鳥獣捕獲で 捕獲した頭数を基準に被害状況等を考慮して設定する。大型捕獲おりによ る捕獲増を見込む。

対象鳥獣	捕獲計画数等				
	令和 4 年度 令和 5 年度 令和 6 年度				
イノシシ	450	450	450		
ニホンジカ	800	800	800		
ニホンザル	150	150	150		

捕獲等の取組内容

銃器・わなを用いて、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルを対象に 被害発生時に捕獲を行う。対象地域は市内全域とする。

猟期外のイノシシ、ニホンジカにおいてはわなによる捕獲とし、銃 器は止めさしのみとする。 猟期中イノシシの捕獲については狩猟で対応してもらうが、鳥獣 保護区に関しては被害状況に応じて許可を行う。

ライフル銃は猟期中のニホンジカを対象とする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

被害を防止するため、各種柵の設置、わな又はライフル銃以外の銃器を利用した捕獲等が行われているにもかかわらず被害が発生していることを鑑み、スコープ等を装着することを条件に、猟期中に限って市内全域で許可を行う。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容			
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
イノシシ	金網柵・電気柵等 の設置	金網柵・電気柵等 の設置	金網柵・電気柵等 の設置	
	2, 000m	2, 000m	2, 000m	
	金網柵・電気柵等	金網柵・電気柵等	金網柵・電気柵等	
ニホンジカ	の設置	の設置	の設置	
	1, 500m	1, 500m	1,500m	
	複合柵等の設置	複合柵等の設置	複合柵等の設置	
ニホンザル				
	500m	500m	500m	

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容			
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
イノシシ	補助金を活用した	補助金を活用した	補助金を活用した	
ニホンジカ	場所については定	場所については定	場所については定	
ニホンザル	期的に確認・指導	期的に確認・指導	期的に確認・指導	
	を行う	を行う	を行う	

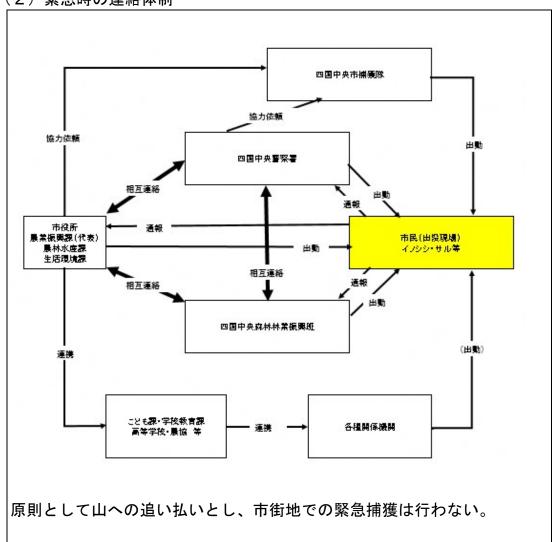
5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容

- 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項
 - (1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
四国中央警察署	情報収集と市民の安全確保
四国中央市役所	情報提供と連絡通報・対応協議
四国中央市捕獲隊	野生鳥獣の捕獲等安全確保
四国中央森林林業振興班	情報提供と連絡調整・対策指導

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則埋設処分とする。

埋設場所の提供等は許可を受けた者が場所を確保できない場合、捕獲依頼者が提供するよう努める。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部改正に伴い施設の充実については検討が必要であるが、どの程度需要があるか調査を行う。

効な利用に関する事項					
(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法					
食品					
ペットフード					
皮革					
II					
その他					
(油脂、骨製品、角					
製品、動物園等で					
のと体給餌、学術					
研究等)					
(2) 処理加工施設の取組					
(3) 捕獲等をした対象	^食 鳥獣の有効利用のための人材育成の取組				

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

一/伽磁ムに関ノの子気				
被害防止対策協議会の	四国中央市鳥獣被害防止対策協議会			
名称				
構成機関の名称	役割			
四国中央市	事務局担当:協議会に関する連絡・調整			
	有害捕獲・防除に関すること			
うま農業協同組合	農業者からの被害等の情報収集、営農指導、被			
	害防止対策事業の推進			
宇摩森林組合	森林被害の情報提供、被害防止情報、技術の普			
	及			
愛媛県猟友会宇摩支部	野生鳥獣に関する情報提供・捕獲の実施・狩猟			
	免許取得の奨励			
マルヨシ食品株式会社	野生鳥獣に関する情報提供・捕獲の実施			
愛媛県農業共済組合宇	農業者からの被害等の情報収集、被害防止情			
摩出張所	報、技術の普及			
東予園芸農業協同組合	農業者からの被害等の情報収集、営農指導、被			
宇摩支部	害防止対策事業の推進			
愛媛県東予地方局農業振興課	鳥獣被害に関する情報提供・被害防止技術の			
四国中央農業指導班	情報提供・野生鳥獣被害防止に関する指導を			
	行う。			
愛媛県東予地方局森林林業課	野生鳥獣に関する情報提供、狩猟者の適正な			
四国中央森林林業振興班	捕獲指導を行う。			

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成28年1月に実施隊(市職員のみ 10名程度)を結成。対象鳥獣の生息・被害調査を行うとともに、侵入防止柵の設置や追払い活動等を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

各種団体と協力して対策を推進するだけでなく、集落や地域ぐるみで住 民と一体となった取組みを展開し、被害防止に努める。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関が協議会を通じて対策案の検討や情報交換等で緊密に連携し、 防護、捕獲、地域の環境整備を3本柱として被害の軽減に取り組んでいく とともに、研修会等を通じて、意識統一した活動にしていく必要がある。